

令和3年8月27日開催

令和3年度  
燕市農業委員会第6回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第6回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年8月27日(金曜日)  
午前9時30分～午前10時08分

2. 開催場所 燕市役所 1F つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第13号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

- 議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 31 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 32 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について
- 議案第 33 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

3 番 三浦哲郎 4 番 土田喜七

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、ありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第6回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号3 三浦哲郎 委員及び</p> <p>議席番号4 土田喜七 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第12号から第13号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第12号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号33番 桜町字田尻田の田、1筆、面積322㎡、5条転用に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第13号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号3番 柳山字前畑の田、1筆、面積182㎡のうち1.44㎡、転用の目的は「携帯電話基地局の設置」、地域としては、農用地区域外であります。位置図は議案資料2頁をご覧ください。</p> <p>届出箇所は、県道燕・地藏堂線の小池保育園入口前交差点付近の田で、道路に挟まれた三角地であります。また、転用面積の1.44㎡はアンテナの頂上で四方に伸びるアンテナの占有面積となります。</p> <p>受付番号4番 桜町字居掛の田、1筆、面積509㎡のうち1.44㎡、</p>

	<p>転用の目的は「携帯電話基地局の設置」、地域としては、用途地域であります。位置図は議案資料 3 頁をご覧ください。</p> <p>届出箇所は、旧 289 号線に近い集落内の農地になります。また、転用面積の 1.44 m<sup>2</sup>は先ほどと同様にアンテナの頂上で四方に伸びるアンテナの占有面積となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 3 番 井土巻字土手外の畑、1 筆、面積 525 m<sup>2</sup>、転用目的は、貸駐車場 (20 台)、令和 3 年 9 月 30 日完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4~5 頁をご覧ください。</p> <p>周辺の住民からの要望により、貸駐車場を造成するものであります。申請地は、農振白地の宅地に囲まれた農地で、営農に影響も無く、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 8 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>8 月 20 日、午前 9 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、委員 13 名全員で審査の結果、農地法第 4 条許可申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報</p>

	<p>告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 30 番 粟生津字山王の畑、1 筆、面積 309 m<sup>2</sup>、転用目的は、住宅、契約内容は使用貸借、令和 4 年 3 月 15 日完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。</p> <p>工場の用地拡張に伴い、移転する必要があるため、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第二種中高層住居専用業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 31 番 花見字堤下の田畑、計 5 筆、面積 583 m<sup>2</sup>、転用目的は公会堂改修に伴う敷地の拡張、契約内容は売買、令和 4 年 3 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。自治会の公会堂が老朽化したため、新たな施設建築に必要な土地を求めるものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に点在する農地であることから営農に影響は無く、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 32 番 分水弥生町の畑、1 筆、面積 213 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 4 年 3 月 20 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>住宅建築用地として、農地を譲り受けるものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 33 番 桜町字田尻田の田、1 筆、面積 322 m<sup>2</sup>、転用目的は</p>

	<p>露天駐車場（8台）、契約内容は売買、令和3年10月31日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料12～13頁をご覧ください。</p> <p>自宅の敷地内で、自動車修理板金業を営んでいるが、敷地が手狭になっていたため、来客用及び修理車両の駐車場を整備するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の農地で、宅地に囲まれた農地であることから、営農に影響はなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請4件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第31号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第31号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>それでは、所有権の移転であります。議案の7頁をご覧ください。</p> <p>受付番号2番 燕字荒床の田、1筆、面積416㎡、移転時期は令和3年9月27日、対価は〇円、引渡し時期は令和3年9月30日。位置図は議案資料1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号3番 吉田西太田の田、1筆、面積3,000㎡、移転時期は令和3年9月27日、対価は〇円、引渡し時期は令和3年9月30日。位置図は議案資料1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>次に、利用権設定になります。</p> <p>受付番号6番 東太田字下瀧向の畑、4筆、3,043㎡、10年の再設定</p>

	<p>になります。対価はお読み取り下さい。J A越後中央が育苗ハウスとして借り受けているものであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、基盤法による所有権移転2件、農用地利用集積計画1件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第32号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第32号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」であります。</p>
事務局	<p>議案の9頁をご覧ください。 新潟県の基本構想である基本方針の変更、その他法律改正、施策の変更等に伴い、燕市の基本構想を変更するものであります。 なお、特に意見がなかった場合は、本日付けで会長名で市長宛に回答を提出することとなります。 説明については、担当課である農政課の職員に替わって、説明を致します。</p>
農政課	<p>(農政課：説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、燕市の基本構想の変更について、意見がなかった事を報告します。</p>



議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、意見は特になしとする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 33 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 33 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>議案の <u>10 頁</u>をご覧ください。</p> <p>農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。</p> <p>こちらにつきましても、担当課である農政課に交代して、説明をしていただきます。</p>
農政課	<p>(農政課：説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>事前審査会では、農振除外の番号 3 番が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるため、現地で農政課の説明を受けました。</p> <p>審査の結果、農地の編入 <u>1 件</u>、<u>除外 4 件</u>、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。</p> <p>なお、議案第 31 号の案件につきましては、9 月 5 日の告示により効</p>

議 長	<p>力が発生する事になります。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第6回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前10時08分)</p>
-----	---

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月27日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 三浦哲郎

---

議事録署名委員 土田喜七

---